

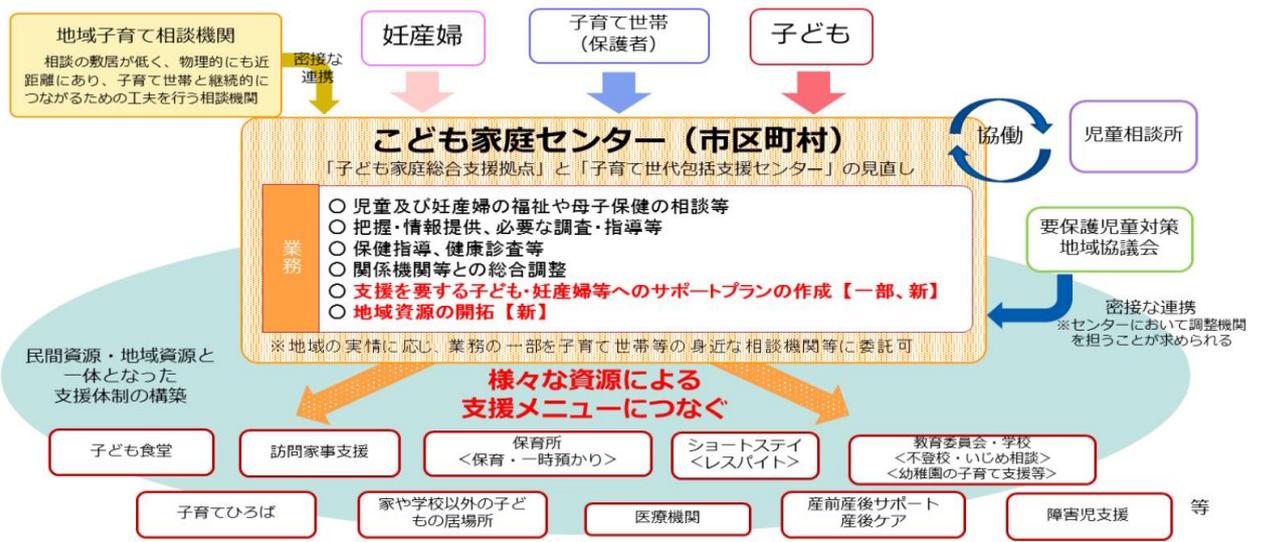
こども支援課

区役所におけるこども・子育て相談支援体制等について

1 母子保健と児童福祉の連携強化（こども家庭センターの設置）

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに一体的な相談支援を行うため、児童福祉法の改正に伴い、令和6年4月、各区保健こども課に「こども家庭センター」を設置し、さらなる支援の充実・強化を図る。

母子保健と児童福祉が一体的な機関として機能することにより、対象者を早期に把握し、必要な支援につなげる。



児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に向けた検討状況 令和5年9月15日 こども家庭庁

2 健康センターのあり方検討

「こども家庭センター」の業務のうち、幼児健診（1歳6か月児・3歳児）については、こどもの発育状況の把握や疾病・異常の早期発見の他、支援が必要な家庭や児童の把握や面談機会の確保などに繋げていく観点から、相談機能と十分に連携した運営が重要である。

現在、北区・南区の幼児健診は清水・平成の各健康センター分室において実施されているが、いずれの施設も老朽化に伴い、今後大規模改修の時期を迎える。

このようなことを踏まえ、両分室で行っている幼児健診等の事業について、区役所への機能移転等も含め、今後、市民の皆様のご意見も伺いながら慎重に検討を進めていく。